ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の適正化に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港ＤＸの推進、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。

併せて、ガバナンス（企業統治）の確保に向けた取組が行われていることを確認すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

10‖　情報開示・透明化、ガバナンス（企業統治）の確保

空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。

特に、空港管理者及び空港運営権者は、空港法第十二条において、空港のサービス内容等を定めた空港供用規程の策定と公表を行わなければならないこととされている。空港供用規程は、空港利用者の便益の増進を目的として策定されるものであることから、その策定に当たっては、同条第一項各号に規定された事項について、その内容が空港利用者にとって空港の利用を適切に決定することを可能とするために最低限必要な事項を網羅する等利用者の視点に立って定めたものとなることが重要であり、本基本方針の趣旨を踏まえて適切に定めることが必要である。

また、空港会社、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、民間事業者でありつつも、空港という公共性の高いインフラの運営を担う存在であり、関係するステークホルダーからの幅広く、また高い信頼を得る必要があり、かつ、短期的な利益判断にとらわれず、中長期的視点に立った経営姿勢が求められることから、コンプライアンスをはじめ、ガバナンス（企業統治）の確保に関する取組の実効性を十分に確保する必要がある。具体的には、ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言、社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保、不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行等に努めることが求められる。

11‖　地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。

○

▷

○

ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の軽減に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、環境負荷軽減、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

（新設）

9‖　地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。